

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）新旧対照表

旧	新
<p>(提出資料の閲覧等)                      第 26 条 (略)                      2・3 (略)                      4 第 1 項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの<u>作成及び送付</u>に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(提出資料の閲覧等)                      第 17 条 (略)                      2・3 (略)                      4 第 1 項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの<u>送付</u>に要する費用を負担しなければならない。</p>